二　店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあっては、前号ニからホまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ホ　（略）

三　指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあっては、第一号ニからホまで及び前号ニの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イ～ハ　（略）

四　広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあっては、第一号ホ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イ～ハ　（略）

五　（略）

22～29　（略）

30　令第三条に規定する行為及び令第四条に規定する行為に係る法第二十条第四項及び第二十一条第四項の環境省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一　申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であって、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ　学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

ロ　野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

二　地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

31　法第二十一条第三項第二号、第七号及び第九号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除、防災若しくは景観の維持その他森林若しくは野生動植物の保護管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであって、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

二　（略）

32　法第二十一条第三項第三号及び第八号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一～三　（略）

33～38　（略）

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第十二条　法第二十条第九項第五号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にあって、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあっては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。）。

二　店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあっては、前号ニからホまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ホ　（略）

三　指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあっては、第一号ニからホまで及び前号ニの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イ～ハ　（略）

四　広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあっては、第一号ホ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イ～ハ　（略）

五　（略）

22～29　（略）

（新設）

30　法第二十一条第三項第二号、第七号及び第九号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　第二十五項第一号に掲げる基準に適合するものであること。

二　（略）

31　法第二十一条第三項第三号及び第八号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一～三　（略）

32～37　（略）

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第十二条　法第二十条第九項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。